

8月10日 16時30分公表

令和3年8月10日  
内閣府（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会 へ公表

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害  
にかかる災害救助法の適用について

## 1. 災害の概要

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、青森県は3市町村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【青森県】 むつ市 (むつし) 上北郡七戸町 (かみきたぐんしちのへまち) 下北郡風間浦村 (しもきたぐんかざまうらむら)	8月10日	台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

## 2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

阿部、森戸、柚上、戸倉、山地

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）